令和６年（ヒ）第２００２号
青森市桜川７丁目19番16号安保方、商業登記記録上の本店　青森市花園一丁目28番６号
清算株式会社　萬成企業株式会社
１　決定年月日　令和７年３月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所第２民事部

令和６年（ヒ）第５号
千葉県君津市豊英355番地10
清算株式会社　株式会社佐藤興産
１　決定年月日　令和７年３月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所木更津支部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第２０９０号
東京都中央区東日本橋１丁目１番７号
清算株式会社　Ａｃｅ　Ａｓｉａ　Ａｇｅｎｃｙ株式会社
代表清算人　大西　啓介
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　共益債権及び優先債権
協定債権者の共同の利益のために要する共益債権、租税その他国税徴収法の例により徴収されるべき請求権及び労働債権等の優先債権は、随時全額弁済する。
第２　協定債権
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、すべての資産を現金化した配当原資のなかから、前記第１の債権及び前項の債権の全額を控除した残余財産（現金）を弁済原資として、別紙協定債権額一覧記載の各協定債権額の割合に応じて弁済する。
２　各協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
３　前記第１及び前記第２の第１項並びに第２項の弁済後、新たな財産が発見された場合は、それを換価したうえで、共益債権を控除した残余財産を弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額に按分して弁済する。ただし、当該弁済額の範囲において、前記２の債務免除は撤回されたものとする。
４　割合弁済における端数の処理
各協定債権額について、各協定債権に対する割合弁済において生じる１円未満の端数は四捨五入する。
５　弁済の場所
協定による弁済は、清算人代理人弁護士の法律事務所（東京都港区愛宕一丁目３番４号　愛宕東洋ビル５階　芝綜合法律事務所）において行う。なお、協定債権者がその費用を負担して特定の銀行口座への振込みを求めたときは、銀行振込手続により実施する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第１７号
岡山市南区浜野４丁目19番20号
清算株式会社　株式会社ケイ
代表清算人　谷田美貴夫
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の場所・方法
本協定における弁済は、協定債権者（第２の１において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法又は清算株式会社と協定債権者との間で別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
１　定義
⑴　本協定における協定債権とは、特別清算開始決定日である令和７年１月17日までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいい、協定債権を有する債権者を協定債権者という。なお、協定債権者及び後述する協定債権元本額は別表１記載のとおりである。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち、利息債権、遅延損害金、遅延利息、違約金、精算金等にかかる債権を除いたものをいう。
２　弁済
⑴　基本弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、清算株式会社の資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表２の非保全債権額に応じて按分して弁済する。
⑵　追加弁済
前記第２・２⑴による弁済の後、新たな財産が発見された場合、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表２の非保全債権額に応じて按分して弁済する。
第３　債務免除等
１　協定債権元本
各協定債権者は、前記第２・２⑴に基づく弁済を受けたとき、清算株式会社に対し、協定債権元本額から既弁済額を控除した残額全てについて、その債務を免除する。
また、清算株式会社が、上記債務免除の効力発生後に前記第２・２⑵に基づき追加弁済を行う場合、各協定債権者が行った上記債務免除の効力は、債務免除時に遡って、各追加弁済の限度で失われるものとする。
２　協定債権元本以外の協定債権
各協定債権者は、清算株式会社に対し、協定債権元本以外の協定債権について、本協定の認可決定確定時に全額を免除する。
第４　共益的債権及び優先債権の弁済
清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。
（別紙省略）
岡山地方裁判所第３民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和６年（再）第３１号
茨城県筑西市下江連1226番地
再生債務者　日本電解株式会社
決定の要旨　令和７年３月10日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和７年３月27日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始